

参考：消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準（東京都の事例）（2）

（例）平成21年7月

東京都脳卒中急性期医療機関カレンダー（二次保健医療圏別）

平成21年6月1日 現在

【対象地域】〇〇区、〇〇区、〇〇区、〇〇区

A. t-PAを含む治療が可能な時間帯

※6月1日現在の情報であり、最新の情報が反映されていない場合があります。

医療機関名	1日(水)		2日(木)		3日(金)		4日(土)		5日(日)		6日(月)		7日(火)		8日(水)		9日(木)		10日(金)		11日(土)		12日(日)		13日(月)		14日(火)		15日(水)		16日(木)		17日(金)		18日(土)		19日(日)		20日(月)		21日(火)		22日(水)		23日(木)		24日(金)		25日(土)		26日(日)		27日(月)		28日(火)		29日(水)		30日(木)		31日(金)	
	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜				
A病院	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×		
B病院	以下、同様に、日勤帯・夜勤帯において、患者の受入が可能か○×で表記																																																													
C病院	以下、同様に、日勤帯・夜勤帯において、患者の受入が可能か○×で表記																																																													
D病院	以下、同様に、日勤帯・夜勤帯において、患者の受入が可能か○×で表記																																																													
E病院	以下、同様に、日勤帯・夜勤帯において、患者の受入が可能か○×で表記																																																													
F病院	以下、同様に、日勤帯・夜勤帯において、患者の受入が可能か○×で表記																																																													

B. t-PA以外の治療が可能な時間帯

※6月1日現在の情報であり、最新の情報が反映されていない場合があります。

医療機関名	1日(水)		2日(木)		3日(金)		4日(土)		5日(日)		6日(月)		7日(火)		8日(水)		9日(木)		10日(金)		11日(土)		12日(日)		13日(月)		14日(火)		15日(水)		16日(木)		17日(金)		18日(土)		19日(日)		20日(月)		21日(火)		22日(水)		23日(木)		24日(金)		25日(土)		26日(日)		27日(月)		28日(火)		29日(水)		30日(木)		31日(金)			
	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜	日	夜		
A病院	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○
B病院	以下、同様に、日勤帯・夜勤帯において、患者の受入が可能か○×で表記																																																															
C病院	以下、同様に、日勤帯・夜勤帯において、患者の受入が可能か○×で表記																																																															
D病院	以下、同様に、日勤帯・夜勤帯において、患者の受入が可能か○×で表記																																																															
E病院	以下、同様に、日勤帯・夜勤帯において、患者の受入が可能か○×で表記																																																															
F病院	以下、同様に、日勤帯・夜勤帯において、患者の受入が可能か○×で表記																																																															
G病院	以下、同様に、日勤帯・夜勤帯において、患者の受入が可能か○×で表記																																																															
H病院	以下、同様に、日勤帯・夜勤帯において、患者の受入が可能か○×で表記																																																															
I病院	以下、同様に、日勤帯・夜勤帯において、患者の受入が可能か○×で表記																																																															
J病院	以下、同様に、日勤帯・夜勤帯において、患者の受入が可能か○×で表記																																																															

※島しょを除く二次保健医療圏別ごとに、圏域別事務局病院等にて関係各医療機関の情報を集約し作成
 ※都で12圏域分を集約し、東京消防庁等と東京都脳卒中急性期医療機関（圏域別事務局病院等経由）に通知

東京都脳卒中カレンダーより一部改変
 ※ 実際には医療機関名が入る

【5】消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準

【考え方】

- 特に【1】において重要な内容を、【3】の観察内容を伝達。
- 医療機関選定後、傷病者の症状が変化した場合には、適宜医療機関に伝達する。
- 医療機関到着時、医師への引継には、以下の事項について行う。
 - ① 現場到着時の傷病者の応対及び観察等の結果
 - ② 現場での聴取又は確認できた受傷機転、症状の経過
 - ③ 現場到着から医療機関到着までの所要時間とその間における傷病者の病状経過
 - ④ 救急処置の内容
 - ⑤ 心電図、動脈血酸素飽和度の測定記録
 - ⑥ その他、参考になるとと思われる事項

○ その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

(例)

- ① 医療機関の受入可否情報を消防機関と医療機関との間で共有するための基準(救急医療情報システムにおける表示項目や情報更新頻度等に関する運用基準)
- ② 119番通報時点で、特に重症度・緊急度が高いことが疑われた場合に、指令センターで搬送先医療機関を確保しようとする際の基準
- ③ 災害時における搬送及び受入れの基準 等

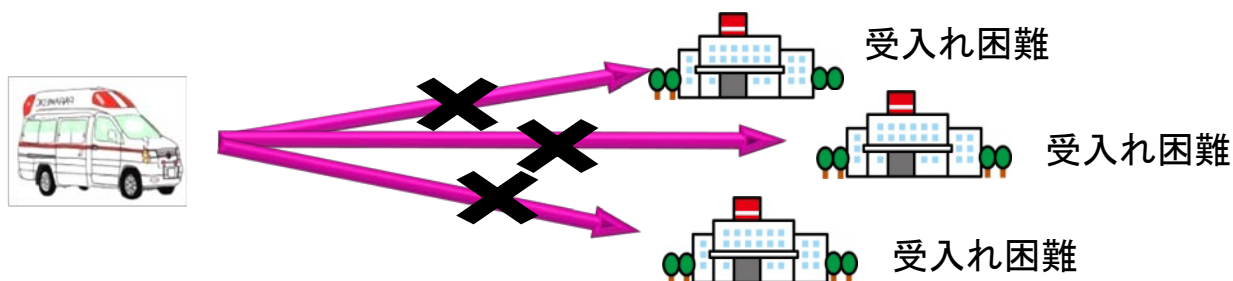
○ 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項

(例)

- ① 搬送手段の選択に関する基準(ヘリコプターを使う場合等)
- ② 医師に現場への同乗を要請するための基準 等

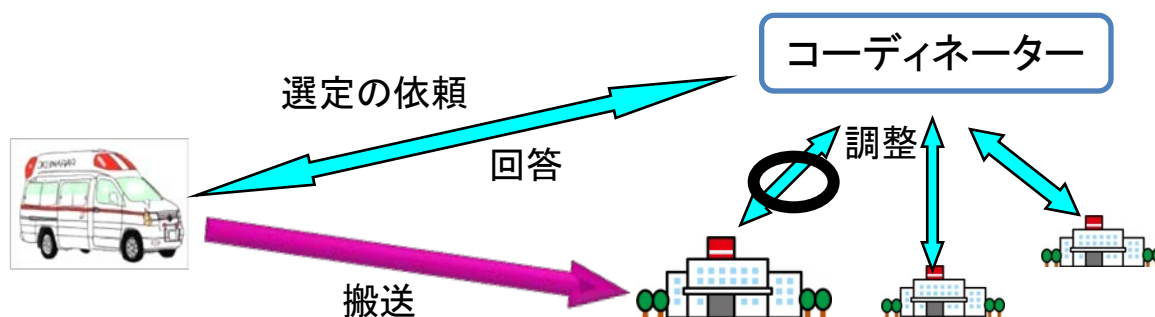
搬送先医療機関が速やかに決定しない場合に医療機関を確保するための基準のイメージ

搬送先医療機関が速やかに決定しない場合



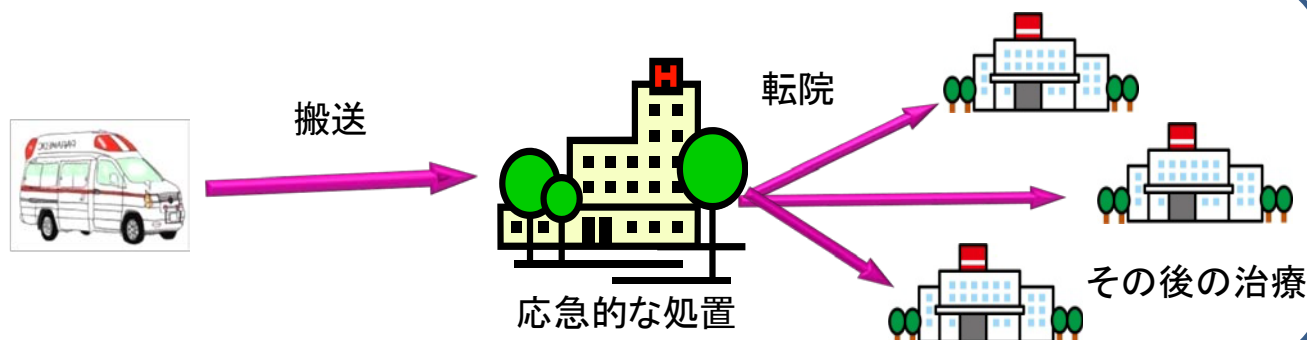
(例) コーディネーターによる調整

コーディネーターが受入医療機関の調整を行い、その調整結果に基づき、傷病者の搬送及び受入れを実施



基幹病院による受入れ

地域の基幹病院が応急的な処置を行い、その後の治療は、必要に応じて転院先医療機関で実施



今後のスケジュール

